

平成 18 年 12 月 8 日

平成 19 年度の予算編成方針について

我が国の経済情勢は、企業部門の好調さが家計部門へ波及しており、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれているものの、地方経済への浸透は未だ緩やかであり、今後とも十分留意する必要がある。このような状況の中で、国は「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」において、平成 19 年度予算を「新たな挑戦の 10 年」の初年度であり、2010 年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を確実に達成していくための発射台と位置づけ、優先課題の一つとして財政健全化に向けて、歳出・歳入一体改革に向けて全力を尽くすとされている。地方財政についても、歳出については、国の取り組みと歩調を合わせて削減に取り組むこととされ、一方、歳入については地方交付税の現行法定率は堅持し、地方税など必要な一般財源の確保は明記されているものの、具体的な総額は明らかにされず、交付税制度の抜本的な見直しが予定されており、国の予算編成や税制改正などの動向に不確定要素が多く、予断を許さない状況である。

本市においても、人口減少と団塊世代の退職、少子高齢化の進行や地価の下落により市税の大幅な増加を期待することはできず、また、税源移譲はあるもののその額は十分なものでなく、地方交付税などの歳入の確保についても、非常に厳しい状況である。一方、歳出面においても、社会保障関係費や公債費などの増加により、極めて厳しい財政状況にある。そのため、「奈良市行財政改革大綱」に則って財政の健全化を図り、歳入については、最大限その確保に努めるとともに、歳出については、既存事業の徹底した洗い直しを行い、抜本的な見直し、思い切った削減を図る必要がある。

このような厳しい状況のもとで、平成 19 年度予算を編成するに当たっては、引き続き「官と民」、「行政と住民」の役割分担を明確にし、行政がすべきサービスの見極めを行い、事業の仕分けを進めるとともに、行政経営改革による行財政の質的転換を図る等行財政改革の一層の推進に努め、選択と集中による予算の重点配分により、市民の暮らしやすいまちづくりに取り組む視点での心豊かに暮らせる地域コミュニティの再生、自分達のまちに愛着と誇りを持てるまちづくりを行うための施策を進めていく必要がある。

このような考え方に立ち、予算編成の基本方針が次のとおり定められたので、これを十分踏まえ、予算編成を行うよう通知します。

基本方針

[行政の基本理念]

「奈良の改新。愛し愛される奈良をめざして。」

[まちづくりの基本方針]

「地域コミュニティからの夢と誇りあるまちの創造」

[市政運営4つの目標]

(まちづくりプログラム)

1. 市民の生活像づくり
2. 市の都市像づくり

(市政推進のための体制整備)

3. 市政運営の仕組みづくり
4. 市政運営を支える行財政改革の推進

記

1. 社会経済情勢の推移及び国・県の予算編成、並びに地方財政措置の動向を見極めながら、的確な財源見通しのもとに年間総合予算を編成すること。
2. 行政の基本理念に基づき、「地域コミュニティからの夢と誇りあるまちの創造」を目指し、「まちづくりプログラム」を積極的に展開し、「市民の生活像づくり」と「市の都市像づくり」の実現に向けた具体的施策の推進を図ること。
3. 「市政推進のための体制整備」を進めるため、行政と地域、市民が協働する社会の構築を図る「市政運営の仕組みづくり」の充実を図るとともに、「市政運営を支える行財政改革」の積極的な推進に努めること。また、行政経営改革による行財政の質的転換について引き続き推進すること。なお、施策実施にあたっては、事業の仕分け、選択と集中により、予算の重点配分に努めること。
4. 各経費については、別途指示する編成基準により精査すること。
また、経費の見直しに当たっては、事業の廃止、事業の抜本的な見直しを進め、単なる経費の削減に留まることのないようにすること。
新規事業については、スクラップ・アンド・ビルドの徹底による既定経費の見直しにより財源を捻出すること。

[市政運営4つの目標]の具体的施策

(まちづくりプログラム)

1. 市民の生活像づくり

- (1) 安全安心に暮らせる近隣コミュニティづくり
- (2) いきがいを持ち、健康で長生きできるまちづくり
- (3) 子育てを応援する社会づくり
- (4) 人権意識にあふれ、すべての人が心豊かに暮らせる社会づくり
- (5) 確かな学力と規律あるたくましい子どもを育む教育のまちづくり

2. 市の都市像づくり

- (1) 観光集客都市づくり
 - (イ) 拠点地区の整備
 - (ロ) 交通システムの整備
 - (ハ) 中心市街地の活性化
- (二) 誘客施策の充実
- (ホ) 平城遷都1300年記念事業の推進
- (2) 緑あふれる、美しいまちづくり
- (3) 交流・ふれあいのまちづくり
- (4) もてなしのデザインあふれるまちづくり
- (5) 都市サービスの充実したまちづくり
 - (イ) 生活環境の整備
 - (ロ) 医療・保健体制の充実
 - (ハ) 消防力の充実
- (二) 上下水道の整備
- (ホ) 工業・農林業の振興

(市政推進のための体制整備)

3. 市政運営の仕組みづくり

- (1) 市民参画・協働体制の充実
- (2) 地域活動推進体制の充実
- (3) 職員の意識改革の推進
- (4) 組織・体制の整備
- (5) 都市経営戦略会議の推進

4. 市政運営を支える行財政改革の推進

- (1) 新しい市役所像をめざす行政の役割の見直しによる事業の仕分けの推進
- (2) 事務事業の見直し
- (3) 受益者負担の見直し
- (4) 組織、外郭団体の見直し
- (5) 財産処分、滞納対策等による収入確保策の推進

担当課	総務部財政課
連絡先	内線 2311 ~ 2314